



## 今年も生徒主体の運動会を目指して準備しています

今年度も湯梨浜中学校の運動会は、生徒主体による運営を目指しています。運動会当日の生徒たちの係活動において、できるだけ教職員が口出しをしなくてもいいような準備をして運動会にのぞみます。天気が心配ではありますが、当日は教職員が生徒の応援だけに専念できるようになればと考えています。ここまでの種目説明等も責任者が学年の生徒たちに行ってきました。多少先生方が追加説明される場面もありましたが、頑張っただけで説明できていたと思います。保護者の皆様には、運動会の種目だけでなく、当日の生徒たちの動きにも注目していただければと思います。



種目責任者が学年の生徒に説明する学年集会

## 2年生でのSNSに関する問題について

今週に入り、Instagramの個人が特定できないアカウントにおいて、2年生の複数の生徒を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害するような書き込みが見つかりました。昨日、学校でも生徒の協力のもとその内容を確認した後、教育委員会、警察（相談のみで学校からは被害届が出せません）、弁護士とも相談しながら対応を検討し、2年生は学年集会で全体指導を行いました。その後、書き込みをされていた被害生徒及び保護者の方には事実を伝えるとともに、学校での対応について報告をさせていただきました。2年生に全体指導した内容は、①ネット上での誹謗中傷、プライバシーを侵害する書き込みは、人を傷つける行為であり、時には命に関わる重大な事件につながる行為であること、②個人が特定できないと思われるアカウントを使った書き込みであっても、警察、弁護士等であれば書き込みを行った人が特定でき、損害賠償を求められたり、警察に検挙されたりしていること、③インターネット上の書き込み等で困ったときの対応についての説明、④書き込みを行った人はすぐに削除すること、⑤今回のケースは書き込みを行った人を学校や生徒が特定することはできない。自分たちで犯人探しをしたり、想像だけで誰かを疑ったりはしないこと（新たな犯罪やいじめにつながる）、についてです。SNS上での書き込みに関しては、多くの場合、学校では書き込みをした相手が特定できず、全体での指導しかできない現状があります。今後も、被害生徒へのカウンセリングをはじめ、毎年行っている各学年での情報モラル講演会の実施、日常のタブレット端末に関わる指導等、学校でできる指導については行っていきます。また、今年度の人権参観日にはPTAで保護者向けの情報モラル講演会も企画していただきました。ただ、学校教育においてできることには限界があり、どうしてもご家庭での協力が必要になります。お子様が被害者にも、加害者にもならないよう、ご家庭でもスマホ、コンピュータ、タブレット端末等の使い方について、今一度ご指導をお願いします。なお、今回の件に関してはInstagramの投稿ページが開ける人（学校ではできません）なら運営会社に削除依頼をすることができるそうです。方法はインターネットで「Instagram 削除申請」と検索して確認をしてみてください。本日の生徒の指導では鳥取県警HPの「インターネット上の書き込みなどに關する相談・通報窓口の案内（2年通信にも掲載）」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/309832.htm>)を参考にしました。保護者の皆様もぜひ一度ご覧になってみてください。